

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	横浜植物防疫所東京支所種苗・国内検疫担当
部署の業務内容	1. 輸入検疫: 植物の病害虫が海外から侵入することを防ぐために行う輸入検疫のうち次の①～③を担当している。 ①東京港に輸入される種苗類(苗木、穂木、球根類(隔離栽培地検査を含む)、種子等)及び切り花の検査並びに病害虫が発見された際の消毒等 ②東京港に入港する客船の乗客、乗務員等が携帯品として輸入した植物の検査、船用品の検査等 ③郵便物として輸入された植物の検査(検査は江東区新砂の日本郵便株式会社東京支社東京国際支店(旧東京国際郵便局)に出向いて実施している) 2. 輸出検疫: 日本から輸出される植物について輸出相手国が指定する病害虫の付着がないか、相手国の要求に即した消毒が実施されているか、その他、輸出相手国が要求する事項に合致しているか等について検査を行い、植物検疫証明書(Phytosanitary certificate)を発給する。 3. 国内検疫: 国内で病害虫の蔓延を防ぐために、港周辺での病害虫の侵入警戒調査、国内の一部に発生した病害虫の他の地域への蔓延を防止するための移動取締り等を実施 4. 遺伝子組換え生物等の我が国への流入を防ぐための立入検査: 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく承認が得られていない遺伝子組換え生物の国境を越える移動を防止し、生物の多様性に及ぼす悪影響をなくすることを目的として、わが国に輸入される農作物に対する混入実態を把握し、わが国への流入を防止するための検査

項 目		対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	植物検疫に関する新たな規制、取扱い等がある場合はその都度説明会等を開催し、輸出入関係者に情報を提供し、植物検疫の円滑な実施に努めている。 また、輸出入検疫に関する質問等は毎日多数寄せられるが、外部からの照会等には懇切・丁寧、迅速・的確に対応するよう、常日頃から職員に指導している。質問等への対応ぶりをとりまとめ担当内で回覧し、同様の問い合わせなどにより迅速に対応できるよう資料として整理している。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	-	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	-	外部からの苦情、要請、内部告発などの情報は統括植物検疫官もしくは次席植物検疫官がを受け、支所の判断で対応できる場合は迅速に対応し、必要に応じて苦情・要請・内部告発などの内容、対応ぶり等を本所に報告する。組織的に対応する必要がある場合は対応案を作成し、本所に苦情・要請・内部告発などの内容と共に報告し、本所の指示に基づいて対応している。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-	

基本的な視点	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	植物検疫への国民の理解を深めるため植物検疫適正化啓発強化月間を設定(毎年4月と10月)し、植物検疫に関する説明会等を行っている。植物検疫に関する新たな規制、取扱い等が生じる場合はその都度関係者を対象に説明会等を開催している。また、パンフレットやリーフレットの配布、植物防疫所のホームページでの植物検疫についての詳細な説明・疑問点を解決するための検索システム・最新の情報、新たな規制・取扱い等の随時掲載等により国民に植物検疫が理解されるよう努めている。 支所や植物防疫所のホームページに送られた質問や意見に対しては丁寧に回答している。寄せられた情報(病害虫の発生・発見についての情報等)をもとに取締りを実施した事例も何回もある。 また、植物検疫の円滑な遂行に反映させるために外部からの情報・意見・要望等は必要に応じて横浜・本所に伝えている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	-	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	-	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	-	輸出入植物検疫及び国内検疫については、植物防疫法及びそれに関連する法令等に基づき植物検疫の目的を達成するために関係者に分け隔て無く公正・公平に対応している。植物検疫は生産者、消費者、輸出入業者の利害に直接関係することは理解しているが、植物検疫の目的(病害虫の侵入・蔓延の防止)を達成するためには関係者の目先の利害を念頭においているのは的確な判断はできない。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	-	
	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	植物検疫は海外からの植物の病害虫の侵入・まん延、国の一部にのみ発生している病害虫のまん延を防止することにより農業生産の安全及び助長を図ることを目的としており、国内農業生産の安定により国民の食生活が安定し、これが国民の食の安全に寄与しているものとする。 また、輸入植物の検査の結果病害虫の付着のため不合格となった農産物に対しては、農業により植物検疫くん蒸を実施する。植物検疫くん蒸は農業取締法等の関係法令に基づき適切に実施するよう植物防疫官が立会して法令に基づいて安全に実施されていることを確認している。この業務も食の安全に係わる業務であるとする。

食の安全業務についての点検	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-	植物検疫の目的は「輸出入植物及び国内植物を検疫し、植物に有害な動植物(病害虫)を駆除し、植物に有害な動植物の国内でのまん延を防止し、日本の農業生産の安全及び助長を図ること」である。 当担当はBSEに関する業務には関連がないため、BSE発生後業務の見直しは行っていないが、常日頃から植物防疫法及びそれに関連する法令等に基づき植物検疫の目的を達成するために、植物検疫が公正・公平に、円滑に実施するよう努めている。また、内外の意見や要望は真摯に受け止め、これを業務に反映させている。また、日頃から業務について複数名でチェックをするなどの確な対応に努めている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
		第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-	輸入植物の検査の結果病害虫の付着のため不合格となった農産物に対しては、植物検疫くん蒸を実施する。植物検疫くん蒸は農業取締法等の関係法令に基づき適切に実施するよう植物防疫官が立会して法令に基づいて安全に実施されていることを確認している。 植物検疫くん蒸は植物防疫所が構造や周囲の環境などを確認し安全にくん蒸が実施できる施設として指定した倉庫、サイロ等で実施されている。くん蒸の実施者は労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づく「特定化学物質等作業主任者」の資格を有する専門の業者であり、検疫くん蒸は安全に実施されている。 また、常日頃から検査に関連する書類、検査の結果、検査の結果に伴い命じる消毒措置等は複数名で確認する等、的確な対応に努めている。
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと思われるものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	-	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			